

令和4年10月11日

第8回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第8回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 午後1時30分～午後1時55分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A
3. 出席委員(9名)

会 長	1 番	山野信也				
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正				
委 員	2 番	永田麻衣	4 番	徳山道也	5 番	清田伸一
	8 番	清田勇	9 番	前川政樹	10 番	小山省三
	11 番	松本正利				

推進委員 (上白木) 山野博満 (西安寺) 小山哲司
4. 欠席委員(2人) 3 番 坂口政文 6 番 上田佳子
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4	議案第3号 その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川康幸
局長補佐	奥村佳織

事務局	ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第8回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立していますことを報告いたします。</p> <p>また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。</p>
議長（山野）	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は7番鬼塚委員、8番清田勇委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の奥村局長補佐を指名します。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については3件あがっております。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>=1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読=</p> <p>それでは、詳細について説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、譲渡人の母と一緒に住んでおり高齢になってきた母が財産の整理をされており、今回、母親名義の田を農業後継者の長男に贈与されるために申請されるものです。</p> <p>申請地につきましては4ページをご覧ください。</p> <p>なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。可否について審議をお願いします。</p>
議長（山野）	<p>説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。</p> <p>清田勇委員</p>
8番（清田）	<p>何ら問題は無いです</p>

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（山野） 何も問題なくいいと思います。

議長（山野） ただいま推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。

ありません。

議長（山野） 無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。つづきまして、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読=

それでは、詳細について説明いたします。

事務局 譲受人は現在46歳で、米、麦を14ha、果樹を3ha、家族で経営されており、今回、規模拡大により申請地を譲り受けるため申請されるものです。申請地につきましては5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

鬼塚委員

7番（鬼塚） 譲渡人はご主人が亡くなられて20年近くなり、現在は一人住まいという状況です。息子さんもいらっしゃいますが仕事をされており、今後管理が厳しくなるということで譲受人のかたへお願いされたいということです。場所については折口地区の補助整備で4筆ありますが一筆にまとめられています。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。皆様方からの質疑はありませんか。

ありません。

議長（山野） 無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認される方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。
つづきまして、3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。

事務局 譲受人は現在48歳で、いちご、水稻栽培を家族で経営されており、今回、相手方の要望により申請地を譲り受けるため申請されるものです。申請地につきましては6ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
松本委員

11番（松本） 多少、草は生えていましたが、トラクターを入れればすぐに戻りますので問題ありません。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（小山） 何の問題もありません。

議長（山野） ただいま推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。

ありません

議長（山野） 無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について、承認される方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第1号、3番は、承認されました。

議長（山野）

つづきまして、日程第3、議案第2号農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

7ページです。（朗読）

8ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和4年9月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

9ページをご覧ください。（総括表の説明）

10ページから11ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が9件と使用賃借権が4件です。面積は、田が9筆で9,148㎡、普通畑が5筆で2,119㎡、樹園地が11筆で26,306㎡、合計の25筆で37,573㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に、公社利用による所有権移転につきましては、12ページと13ページをご覧ください。2件とも公社への売り渡して、樹園地が1筆ずつで面積は364㎡と821㎡です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

他に無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については、（案）のとおり決定いたします。

議長（山野）

その他ですが、事務局から何かありますか。

議長（山野）

他にありませんか

議長（山野）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

閉会 午後1時55分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年10月11日

玉東町農業委員会会長

㊟

7番委員

㊟

8番委員

㊟